

# 重点プログラム等の推進について (中間報告)

- ▶ 「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化アクションプラン2014」における施策の具体化を図り、国土強靱化を本格的に推進するため、15の重点プログラム及び1の横断的分野(リスクコミュニケーション)に関し、関係府省庁合同による検討を進めているところ。
- ▶ 主な取組施策の内容(中間報告)は、3ページ以降のとおり。
- ▶ 今後、課題と解決策の検討を引き続き推進するとともに、施策の進捗状況の確認を行う。

## 主な取組施策の内容(中間報告)＜抜粋＞

### (府省庁等連携)

- 災害対策の標準化等について、中央防災会議の下にワーキンググループを設置し、ガイドラインの策定等に向けた検討を行う。【内閣府】(2-3)
- 見直した各府省庁の業務継続計画を踏まえ、庁舎の耐震安全化等、電力の確保、情報・通信システムの確保、物資の備蓄、及び代替庁舎の確保等を推進する。特に電力の確保については、電力供給設備の多重化の措置を講ずるとともに、非常時優先業務及び管理事務を1週間程度継続するために必要な非常用発電設備の燃料を確保するための対策を進める。【各府省庁及び内閣府】(3-3)
- 関係府省庁と連携して、中央省庁の情報通信システムに対する脆弱性評価を進めるとともに、対象を中央省庁以外の首都中枢機能を有する機関のシステムにも広げる。それらの評価結果を踏まえ、必要に応じて電気通信設備等に係る技術基準等の見直しを実施する。【総務省、関係府省庁】(4-1)
- 災害時の燃料供給について、サプライチェーンの確保を念頭に置いた国・地方公共団体・都道府県・事業者が連携した訓練を実施(本年6月、7月、来年1月)するとともに、訓練結果を踏まえた課題への対応を図る。【内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省、防衛省、事業者】(5-2)
- 「港湾の事業継続ガイドライン(仮称)」を年度内に作成し、コンビナート港湾において、国・地方公共団体・民間事業者の関係者による港湾BCPの策定を促進する。【国土交通省】(6-1)

### (ハード・ソフト組合せ)

- 大規模自然災害時に緊急輸送道路の機能を確保するために橋梁の耐震化、斜面崩落防止対策等を推進するとともに、地方公共団体や実働省庁等と連携しつつ、道路啓開計画を策定する。また、大雪や大規模地震時の放置車両対策として、道路管理者が必要な移動を可能とする災害対策基本法の改正案を臨時国会に提出する。【内閣府、国土交通省】(2-1)

- 東日本大震災を踏まえ津波・高潮ハザードマップマニュアルの改訂を行うとともに、南海トラフ地震の想定に基づいた津波防災情報図を整備する。【内閣府、農林水産省、国土交通省】(1-3)
- 気候変動に伴い予測される、現況の安全度や計画規模を上回る外力の発生頻度の増大を考慮した、水災害分野に係る気候変動適応策のあり方について検討を進める(本年度：中間とりまとめ、来年度：最終とりまとめ)。【国土交通省】(1-4)
- 土砂災害危険箇所における施設整備を実施し、防災拠点、重要交通網、避難路等の保全や、孤立集落発生等の予防対策を推進する。合わせて土砂災害への迅速な対応を実施するため、地震計ネットワークや人工衛星等を活用し、国土の監視に関する取組を推進する。【国土交通省】(1-5)
- 人工衛星やビッグデータから得られる情報も活用し、防災や災害に関する情報について、リアルタイムに収集・加工・編集し、重ね合わせる電子防災情報システムを整備・運用し、災害対応力を向上させるとともに、ホームページ等において情報を提供する。【国土交通省】(1-6)
- 荒廃山地の復旧整備等に加え、近年の集中豪雨に伴う山地災害の発生リスクの増大等を踏まえた流木災害対策や既存の治山施設の有効活用等により、森林の有する山地災害防止機能の維持増進を図る。合わせて地域における避難体制の整備等の対策を推進する。【農林水産省】(7-6)
- 地方公共団体等の職員への研修機会を充実するとともに、防災人材全体の育成を図るための方策について検討する。【内閣府】(リスクコミュニケーション)

### **(民間の取組促進等)**

- 耐震診断が義務付けられた建築物の耐震診断・耐震改修に対する重点的・緊急的な支援や天井脱落対策、学校施設、医療施設、交通施設等の耐震化を着実に推進する。【文部科学省、厚生労働省、国土交通省、その他関係府省庁】(1-1)
- 企業BCPの実効性向上に向けた取組を促進するため、関係府省庁の連携を強化する。【経済産業省、内閣府、中小企業庁、その他関係省庁】(5-1)
- 災害時にも消費者への円滑な食料供給ルートを確保するため、食品産業事業者等が、物流の代替、調達先の多重化・分散化等の、災害時の食品流通に関して連携して取り組む事項や協力可能な事項等の対応策を協議するとともに、これに基づく調達や輸送等のバックアップなどのシミュレーションを行う取組を踏まえ、事業者間の連携関係の構築を促進する。【農林水産省】(5-8)

# 1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

## 1-1) 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

- 耐震診断が義務付けられた建築物の耐震診断・耐震改修に対する重点的・緊急的な支援や天井脱落対策、学校施設、医療施設、交通施設等の耐震化を着実に推進する。【文部科学省、厚生労働省、国土交通省、その他関係府省庁】
- 老朽化マンションの建替えに係る専門家による相談体制等を整備する。また、新たな中古住宅の建物評価方法の市場への定着などによるリフォームの促進に向けた検討を官民連携して実施する。【国土交通省】
- 耐震性に優れた木造建築物の建設等の促進に向け、CLT(直交集成板)を用いた建築物の一般的な設計法の確立のための検討を農林水産省と連携して行うとともに、伝統的構法による木造建築物の設計基準の策定のための検討等を実施する。【国土交通省】
- 想定される大規模地震を対象とした地震動・津波の推定や、長時間・長周期地震動の耐震技術研究の他、インフラ構造物の非破壊検査・診断技術や構造材料の研究開発を推進する。【内閣府、文部科学省、国土交通省】
- 無電柱化、大規模盛土造成地マップの公表と危険箇所における対策工事の実施による宅地の耐震化支援、地下街の安全点検や「地下街防災推進計画」の策定支援などによる都市の防災・安全対策を地下街管理者や地方公共団体等と連携して実施する。【国土交通省】
- 火災予防・被害軽減の取組の他、密集市街地の計画的改善に向け、避難地・避難路等の確保、避難訓練や意識啓発などの支援等を行うとともに、関係する地方公共団体と連携して公的不動産等を種地として活用した連鎖型の再開発事業等を推進・展開する。【総務省、国土交通省】
- 関係府省庁と連携し、主要駅周辺等における防災拠点の整備や災害発生時の円滑な退避、物資の提供等のハード・ソフト両面の対策を総合的に推進する。【国土交通省】
- 「国土のグランドデザイン2050」において、地方への人の流れを創出し、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図るとされたことも踏まえ、「国土形成計画」の見直しに着手する。【国土交通省】

## 1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

- 日本海溝・千島海溝周辺の海溝型地震を対象として津波等の推定を行う。また、文部科学省とも連携して日本海側の津波浸水想定策定に向けた検討及び技術的支援を実施する。【内閣府、国土交通省】
- 東日本大震災を踏まえ津波・高潮ハザードマップマニュアルの改訂を行うとともに、南海トラフ地震の想定に基づいた津波防災情報図を整備する。【内閣府、農林水産省、国土交通省】
- 緊急地震速報・津波観測情報を迅速に提供するために必要な次世代情報システムを整備する。【国土交通省】
- 大規模津波発生時においても迅速な避難が可能となるよう、避難路、避難施設等の整備を推進する。また、人口・機能が集積する大都市圏の湾域の港湾においては、低頻度大規模津波に対してハード対策・ソフト対策を総合した防護水準について検討する。【農林水産省、国土交通省】
- 水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化を着実に推進するとともに、海岸法改正に伴う海岸管理者等の水門・陸閘等の操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定義務化等により、安全かつ確実な操作体制の構築を図る。【農林水産省、国土交通省】
- 東日本大震災の教訓を踏まえた粘り強い構造(緑の防潮堤を含む。)の海岸堤防等や海岸防災林の整備を推進する。また、河川管理施設、下水道施設、海岸保全施設、漁港施設等の耐震・液状化対策、津波対策についても着実に推進する。【農林水産省、国土交通省】
- 海岸法改正に伴う海岸保全施設の維持・修繕の基準を整備するとともに、技術的な支援を充実させるなど海岸保全施設の適切な維持管理を推進する。【農林水産省、国土交通省】

## 1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- 気候変動に伴い予測される、現況の安全度や計画規模を上回る外力の発生頻度の増大を考慮した、水災害分野に係る気候変動適応策のあり方について検討を進める(本年度:中間とりまとめ、来年度:最終とりまとめ)。【国土交通省】
- 新しい時代の下水道施策として都市部における浸水対策についてとりまとめを行う(本年度)とともに、「100mm/h安心プラン」の策定の取り組み支援や、河川と下水道等の計画・運用の連携に向けた調査・検討を推進する。【国土交通省】
- 河川改修事業等のハード対策を着実に実施するとともに、既往災害での被害実績を踏まえ、新たな評価項目を加えた洪水ハザードマップ作成手引きの改訂や、内水ハザードマップに関するQ&A集を作成する等、市町村によるハザードマップの作成及び定着のための取組を支援する。【国土交通省】
- 効率的かつ適切な維持管理を目的として施設の情報を集約するデータベースの構築や運用、水中部の近接目視等を代替するロボット技術等の公募や現場での検証・評価、点検・診断等に関する民間資格を評価する制度の検討等、河川管理施設や下水道施設等の戦略的維持管理に係る取組を推進する。【国土交通省】
- 地下街管理者等による接続ビル等を含めた一体的な避難確保・浸水防止計画の作成支援や自治体・事業者と連携したタイムライン(防災行動計画)の策定・活用の検討等、大規模水害に備えた対策を推進する。【国土交通省】
- 地方公共団体におけるため池のハザードマップ作成の推進及び公表・利活用に関する取組を強化するとともに、想定被害情報の共有等に関する関係省庁との調整を図る。また、将来予測される気候変動(豪雨の増加等)によって起こり得るため池・排水施設等への影響・リスクの簡易な把握手法の検討を進める。【農林水産省】

## 1-5) 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

- 平成26年7月の「土砂災害対策の強化に向けた検討会」提言を踏まえ、次に掲げる取組を推進する。  
【国土交通省】
  - ・土砂災害危険箇所における施設整備を実施し、防災拠点、重要交通網、避難路等の保全や、孤立集落発生等の予防対策を推進する。合わせて土砂災害への迅速な対応を実施するため、地震計ネットワークや人工衛星等を活用し、国土の監視に関する取組を推進する。
  - ・深層崩壊の推定頻度やその規模等に関する調査や、火山地域における地形が不明瞭な溪流等の危険箇所や土石流の尾根乗り越えリスク等を把握するため、大規模災害のリスク調査を推進するとともに、大規模土砂災害に対する技術指針等を作成する。
  - ・警戒避難体制強化のため、警戒避難体制構築の基礎である土砂災害警戒区域等の指定の促進を図るとともに、行政と住民双方の行動手順をタイムラインとしてまとめることができるよう手引きを策定し、地方公共団体支援を充実・強化する。
  - ・災害の前兆や発生情報等を活用した住民等との情報提供の充実・強化を図るとともに、火山噴火時や二次災害警戒時の大規模災害に関する専門技術に基づいた避難勧告等に係る助言等の地方公共団体支援を充実・強化する。
- 想定被害情報の共有、避難計画の精度の向上を図るため、決壊すると多大な影響を与えるため池のハザードマップ作成を推進するとともに、ハザードマップの公表に向けた取組方針の策定、利活用に関する事例収集を行う。【農林水産省】
- 耐震設計に関する設計指針を改定するとともに、ダム等極めて重要な農業水利施設のレベル2地震動に対応した耐震設計・照査を行う。また、老朽化した農業水利施設の更新等を行う際、防災上重要な施設であって、耐震性を有していない施設の耐震化を一体的に実施する取組を推進する。【農林水産省】
- 地震や豪雨等に起因する山地災害の危険性の高い箇所のよりの確な把握を行うとともに、避難体制の整備等のソフト対策とも連携しつつ、国土保全上重要な地域において人家・公共施設等を保全する治山施設の整備等を推進する。【農林水産省】

## 1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- 全国瞬時警報システム(Jアラート)の自動起動装置未整備団体に対して整備完了を促進するとともに、訓練・点検、システムの強化等を通じて災害情報のリアルタイムでの提供を確実にする。【総務省】
- 緊急防災・減災事業債等の活用によって防災行政無線等の災害情報伝達手段の整備推進を図るとともに、災害情報伝達に関するアドバイザーを派遣し、得られた課題や新しい伝達技術等を「災害情報伝達手段の整備等に関する手引き」に反映し、他の自治体へ情報提供を行う。【総務省】
- 「災害時等の情報伝達の共通基盤の在り方に関する研究会」における議論を踏まえ、公共情報コモンズの全自治体への普及、ライフライン情報等情報内容の拡大を推進する。【総務省】
- ラジオ放送事業者や地方公共団体に対し、難聴対策、災害対策としてのラジオ送信所等の整備を支援する。【総務省】
- 災害発生時においても安全で円滑な交通を確保するため、信号機電源付加装置等の整備やプローブ情報の活用による災害時の交通情報サービス環境整備や被害状況の早期把握に向けた取組を推進する。【警察庁、国土交通省】
- 人工衛星やビッグデータから得られる情報も活用し、防災や災害に関する情報について、リアルタイムに収集・加工・編集し、重ね合わせる電子防災情報システムを整備・運用し、災害対応力を向上させるとともに、ホームページ等において情報を提供する。【国土交通省】

## 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

### 2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 大規模自然災害時に緊急輸送道路の機能を確保するために橋梁の耐震化、斜面崩落防止対策等を推進するとともに、地方公共団体や実働省庁等と連携しつつ、道路啓開計画を策定する。また、大雪や大規模地震時の放置車両対策として、道路管理者が必要な移動を可能とする災害対策基本法の改正案を臨時国会に提出する。【内閣府、国土交通省】
- 陸上輸送の寸断に備え、地方公共団体等と連携し、海上輸送拠点の耐震化を推進するとともに、基幹的広域防災拠点における緊急物資輸送訓練や被災地以外の港湾における代替輸送訓練の実施により、物資の供給可能範囲の広域化を図る。【国土交通省】
- 大規模災害時の民間船舶活用の円滑化に向けて事務手順マニュアルを策定するとともに、関係府省庁と連携し、利用ニーズと対応可能船舶のマッチング・システムの構築を推進する。【国土交通省】
- 水道施設の耐震化を推進するとともに、病院や避難所等の重要施設に対する基幹管路の耐震化を優先的に進めていくようガイドラインを策定する。合わせて応急給水体制の準備や事業継続計画の策定を推進する。【厚生労働省】
- ガス工作物の耐性評価を実施し、その結果を踏まえた設備の耐震化の推進、復旧迅速化対策の検討を進める。【経済産業省】
- 公共施設や避難所等における災害用の食料・飲料水、石油製品、医薬品等の備蓄、自家発電設備の導入等を促進する。【関係府省庁】
- 天然ガスコージェネレーション設備等の分散型電源設備の設置を促進する。【経済産業省】
- 応急用食料の確保について、内閣府における計画策定次第、食品事業者の供給可能量と広域防災拠点に供給すべき量を結びつけた応急用食料計画(プッシュ型支援策)を策定する。【農林水産省】
- 官民が連携した災害時の物資供給にかかる情報共有の仕組みの構築、緊急物資輸送に関する訓練を実施する。【内閣府、国土交通省】
- 社会資本情報プラットフォーム等の構築、点検・診断技術の確立・人材の確保、技術開発・試行的導入等を推進する。また、消防庁、文部科学省、経済産業省と連携し、災害対応ロボットの開発・実用性の検証を推進する。【国土交通省】

## 2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 災害対策の標準化等について、中央防災会議の下にワーキンググループを設置し、ガイドラインの策定等に向けた検討を行う。また、南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策基本計画に基づき、南海トラフ地震、首都直下地震の具体的な活動内容に係る計画を策定する。【内閣府】
- 緊急消防援助隊の車両資機材の整備・促進を図るとともに大幅増隊や地域合同ブロック訓練の実施をはじめ、自衛隊、警察、消防、海保等において、それぞれ体制強化等を推進する。併せて、自衛隊航空機・車両等の装備資機材の整備を進める。また、大規模災害時に国が行う広域支援部隊や緊急物資輸送の活動拠点となる基幹的広域防災拠点において関係機関による合同訓練を行う。【警察庁、総務省、国土交通省、防衛省】
- 地域防災力の強化を図るため、消防団員の確保、処遇の改善等に取り組むほか、人員・資機材の整備や発災時のリエゾン協定の締結推進等の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の応急対応力の強化、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成等を推進する。【総務省、国土交通省、厚生労働省】
- 関係省庁と連携し、東日本大震災における米軍のトモダチ作戦等の経験を踏まえ、海外からの応援部隊の受け入れ等の調整方法等についての検討を進める。【内閣府】
- 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するため、災害警備訓練施設の設置に向けた取組を進める。【警察庁】
- 警察施設、自衛隊施設及び消防庁舎の耐震化を推進するなど、地域における活動拠点となる施設の耐災害性を強化する。【警察庁、総務省、防衛省】
- 情報通信機能の耐災害性の強化を図るため、消防救急無線のデジタル化整備を推進するほか、緊急消防援助隊動態情報システム等の高度化に向けた検討を進める。【総務省】
- 災害発生時においても安全で円滑な交通を確保するため、信号機電源付加装置等の整備やプローブ情報の活用による災害時の交通情報サービス環境整備に向けた取組を推進する。また、空港施設の耐震化、廃棄物対策の推進を図るなど、円滑な活動支援のための対策を推進する。【警察庁、国土交通省、環境省】

## 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

### 3-3) 首都圏での中央官庁機能の機能不全

- 「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」(本年3月28日閣議決定)と内容の整合のとれた業務継続計画の見直しを早期に行う。(本年7月までに15省庁が改定、残りの11省庁についても8月中旬に改定される見込み)【各府省庁】
- 見直した各府省庁の業務継続計画を踏まえ、庁舎の耐震安全化等、電力の確保、情報・通信システムの確保、物資の備蓄、及び代替庁舎の確保等を推進する。特に電力の確保については、電力供給設備の多重化の措置を講ずるとともに、非常時優先業務及び管理事務を1週間程度継続するために必要な非常用発電設備の燃料を確保するための対策を進める。【各府省庁及び内閣府】
- 各府省庁の業務継続計画の評価の項目及び手法の作成を行う(本年度)。また、作成した評価の項目及び手法に基づき、各府省庁の業務継続計画の実効性について、有識者等による評価を行い、当該評価等を勘案して、必要に応じ、各府省庁の業務継続計画について、各府省庁と調整を行う。(来年度)。【内閣府】
- 設計用長周期地震動の検討結果等を受けて、中央省庁庁舎の構造体の安全性を解析する(本年度以降)。【国土交通省】

## 4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

### 4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- 関係府省庁と連携して、中央省庁の情報通信システムに対する脆弱性評価を進めるとともに、対象を中央省庁以外の首都中枢機能を有する機関のシステムにも広げる。それらの評価結果を踏まえ、必要に応じて電気通信設備等に係る技術基準等の見直しを実施する。【総務省、関係府省庁】
- 電力・ガス等の制御システムのセキュリティに関する評価・認証機関を設立し、必要となる技術を開発する。【経済産業省】
- 老朽化した無線中継所の建て替えやリンク回線の高度化を進めるとともに、警察通信施設の被災を想定した訓練の実施等を組み合わせることにより、大規模災害発生時の被災地での警察活動に不可欠な警察通信を確保する。【警察庁】
- 通信の安定性・効率性を確保できるデジタル無線機を海上保安庁の航空機に整備することにより、情報通信体制の継続性を確保する。【国土交通省】
- 被災時の通信回線への影響を局限できる防衛情報通信基盤を強化するため、データ通信網及び音声通信網の換装、マイクロ回線の大容量化を進めるとともに、海上保安庁とのUHF通信機能の整備を行う。また、訓練の実施によって消防庁等関係機関との災害時における通信の連携の確認・強化を行う。【防衛省】

## 5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

### 5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

- 民間企業におけるBCPの策定割合が大企業ほぼ100%、中堅企業50%となるよう策定を促進するため関係省庁の取組とも連携を強化する(平成32年度末)。【内閣府、その他関係省庁】
- 中小企業におけるBCPの策定を促進するため、経営上の効果につながった事例を収集・検証する(本年度)【中小企業庁】
- 企業BCPの実効性向上に向けた取組を促進するため、関係府省庁の連携を強化する。【経済産業省、内閣府、中小企業庁、その他関係省庁】
- 地方強靱化BCP(仮称)作成推進のため、実態調査を実施する。【内閣官房】
- 特定流通業務施設における広域的な物資拠点の選定率100%を達成する。(平成28年度末)【国土交通省】
- 港湾広域防災協議会による関係機関の連携の下、三大湾において緊急確保航路に係る航路啓開計画(仮称)を策定する。(平成28年度末)【国土交通省】
- 東京湾における一元的な海上交通管制を構築する。(平成30年度末)【海上保安庁】
- 航路標識の自立型電源(電源の太陽電池化)の導入率86%を達成する。(平成28年度末)【海上保安庁】

## 5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- 被災地への燃料供給を確保するため、各石油精製・元売会社において、製油所からSS等に至る供給網を包含した「系列BCP」を策定済み。今後、系列BCPの評価を通じ、系列BCPの不断の見直しを図る。  
【経済産業省】
- 災害時における円滑な燃料供給に向けて、石油会社の指定公共機関への指定、長大・水底トンネルのタンクローリー通行規制の非常時一時的解除について、関係府省庁が連携して対応方法の検討・調整を進める。【内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】
- 災害時の燃料供給について、サプライチェーンの確保を念頭に置いた国・地方公共団体・都道府県・事業者が連携した訓練を実施(本年6月、7月、来年1月)するとともに、訓練結果を踏まえた課題への対応を図る。【内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省、防衛省、事業者】
- LPガス元売・小売事業者が連携し、防災体制の設置、輸入基地から需要家までのLPガスサプライチェーン全体の強靱化に向けた訓練を実施するとともに、訓練結果を踏まえた課題への対応を図る。【経済産業省】
- 末端供給拠点であるSSにおいて、備蓄能力増強のため地下タンク大型化や自家発電設備の導入を促進する。さらに、中核SSについては燃料在庫確保や自家発電設備の稼働訓練についても促進する。  
【経済産業省】

## 5-5) 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

- 既に実施した南海トラフ地震等の被害想定のほか、中部圏・近畿圏直下地震を対象に地震動等の推定を実施する。今後の被害想定の実施に当たっては、既に実施した被害想定における知見等を活かしつつ、順次、被害想定の手法を改善し、被害想定精度の向上を図っていく。【内閣府】
- 被害想定等を踏まえつつ、時間管理概念を導入して、交通ネットワークの構築等の対策を推進する。【国土交通省】
- 鉄道等の交通施設の耐震対策の促進に向けた支援を実施する。【国土交通省】
- 緊急対応に不可欠な交通網が寸断するおそれのある箇所では砂防設備等の施設整備を行うとともに、土砂災害に関するハザードマップの整備、大規模地震に伴う土砂災害に備えた緊急手順の整理及び訓練等による検証等を実施する。【国土交通省】
- 地震や豪雨等に起因する山地災害の危険性の高い箇所をより的確な把握を行い、その成果を踏まえて、道路や鉄道等を保全するための治山施設の整備等を推進する。【農林水産省】
- 複軸の交通ネットワークの構築等に向け、新東名高速道路等の代替性確保のための高規格道路や、東京外環道・圏央道等の三大都市圏環状道路の整備を推進するとともに、北陸新幹線(長野・金沢間)の完成・開業に向けた着実な準備等による新幹線ネットワークの着実な整備を図る。【国土交通省】
- 「港湾の事業継続ガイドライン(仮称)」を年度内に作成し、全国の重要港湾以上において、国・港湾管理者・民間事業者といった関係者による港湾BCPの策定を促進する。【国土交通省】

## 5-8) 食料等の安定供給の停滞

- 災害時にも消費者への円滑な食料供給ルートを確保するため、食品産業事業者等が、物流の代替、調達先の多重化・分散化等の、災害時の食品流通に関して連携して取り組む事項や協力可能な事項等の対応策を協議するとともに、これに基づく調達や輸送等のバックアップなどのシミュレーションを行う取組を踏まえ、事業者間の連携関係の構築を促進する。【農林水産省】
- 農林水産業を支える生産基盤の1つである、ため池の耐震設計等に関する設計指針を見直し、その周知徹底を図る。さらに、一斉点検結果に基づき、耐震整備等のハード対策に加え管理体制の強化等のソフト対策を組み合わせる。【農林水産省】
- 拠点漁港における陸揚げ岸壁の耐震化等を推進するとともに、災害に強く安全な漁業地域づくりを推進するため、粘り強い構造を持つ防波堤等の整備を推進する。合わせて地方公共団体等が水産物の一連の生産・流通過程におけるBCPを策定するに当たっての基本的な考え方をとりまとめて普及を図り、大規模災害が生じた際でも一定程度の水産物流通機能を確保するために必要な事前対策を推進する。【農林水産省】
- 「農業水利施設の機能保全の手引き」の見直しを行い、これに基づき農業生産を支える農業水利施設の機能診断の実施、健全度(ランク)の判定、ライフサイクルコストを低減するような補修・補強等に係る実施計画を策定するなどの長寿命化に資する取組や突発事故等への対応を推進する。【農林水産省】
- 土地改良区等施設管理者を対象としたBCP策定に係るマニュアルを策定し、優先すべき被害低減措置・支援受け入れ体制の確立、資機材・人員確保のための調達計画の策定等を推進する。【農林水産省】

## 6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

### 6-1) 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

- 電気設備自然災害等対策WGにおいて、自然災害に強い電気設備及び電力システムのあり方について検討を進めており(本年6月中間報告)、引き続き電気設備の大規模自然災害等対応力強化及び復旧迅速化の検討を進める。【経済産業省】
- 電力システム改革小委員会制度設計WGにおいて、地域間連系線等の整備のためのルールのあり方について検討を進めており、政府が示す政策方針や、広域的運営推進機関が策定する計画に基づき、東西の周波数変換設備や地域間連系線等の送電インフラの増強を進める。【経済産業省】
- 地震・液状化・側方流動・津波に対するコンビナートの耐性総点検を実施しており(本年5月結果公表)、これを踏まえ、製油所の耐震・液状化・津波対策を促進する。また、民有港湾施設の維持管理状況の報告の徴収を行い、その状況を踏まえつつ、民有護岸等の改良を促進する。【経済産業省、国土交通省】
- 「港湾の事業継続ガイドライン(仮称)」を年度内に作成し、コンビナート港湾において、国・地方公共団体・民間事業者の関係者による港湾BCPの策定を促進する。【国土交通省】
- コンビナート災害に備え、緊急消防援助隊の中にエネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)を新設するとともに、消防ロボットの実用化に向けた研究開発を進める。【総務省】
- 自衛防災組織の充実強化に向けて、活動マニュアルの周知、事故事例の提供、企業の人材育成・防災意識の向上、関係機関との連携の一層の強化に取り組む。【総務省、厚生労働省、経済産業省】
- エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー導入を促進する。【農林水産省、経済産業省、環境省】

## 7. 制御不能な二次災害を発生させない

### 7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- 平成26年6月に成立した「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく、地域の主体性・協働力を活かし、農地・農業水利施設等の適切な管理を通じた農地等が有する多面的機能の維持増進を図る取組の拡大・定着、地域資源を活用した6次産業化のための取組等により、農村地域の高齢化、人口減少等により支障の生じている農村コミュニティの維持活性化を推進する。【農林水産省】
- 一時的に雨水を貯め、洪水被害を軽減する田んぼダムを取組や、土壌浸食防止に資するカバークロープの作付等により、農地の有する防災・減災力の強化を図るなど、地域資源の質的向上を推進する。【農林水産省】
- 荒廃山地の復旧整備等に加え、近年の集中豪雨に伴う山地災害の発生リスクの増大等を踏まえた流木災害対策や既存の治山施設の有効活用等により、森林の有する山地災害防止機能の維持増進を図る。合わせて地域における避難体制の整備等の対策を推進する。【農林水産省】
- 森林の多面的機能を維持するため、森林所有者による計画的な森林整備に加え、公的主体による条件不利地等を対象とした森林整備を推進するとともに、農地・森林等の荒廃の拡大を防ぐための山村コミュニティによる森林保全活動などの地域ぐるみの取組や人材育成を推進する。【農林水産省、環境省】
- CLT(直交集成板)等の新たな製品・技術の開発・普及に向けた、施工ノウハウの蓄積、生産体制の整備等を進め、地域材を活用した新たな木材需要の創出を図ることにより、森林の国土保全機能の維持・発揮を推進する。【農林水産省】

## リスクコミュニケーション

- 関係省庁と連携して、「防災の日」総合防災訓練など各種防災訓練に加え、「津波防災の日」を中心に住民参加の地震・津波防災訓練や緊急地震速報の訓練など、様々な訓練の実施や、普及啓発活動を行う。【内閣府、その他関係省庁】
- 地域住民や小中学生等を対象とした「出前講座」等の防災教育を実施する。また、地域や関係機関との連携推進や、指導時間を一定量確保するための仕組みの検討など、学校における防災教育の充実に取り組む。【文部科学省、国土交通省】
- 地方公共団体等の職員への研修機会を充実するとともに、防災人材全体の育成を図るための方策について検討する。【内閣府】
- 地域防災力の向上を図るため、消防団を中核として、自主防災組織の充実強化、少年消防クラブの活動の活性化、水防団の充実強化等地域レベルの取組を推進する。また、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく支援制度等を通じて、農村や山村コミュニティにおける地域の共同活動等の取組の拡大・定着を推進する。【総務省、農林水産省、国土交通省】
- 耐震診断が義務付けられた建築物の耐震診断結果の公表、建築物の耐震性に関する表示制度の利用促進や耐震性に係る情報提供を促進する。【国土交通省】
- 人工衛星やビッグデータから得られる情報も活用し、防災や災害に関する情報について、リアルタイムに収集・加工・編集し、重ね合わせる電子防災情報システムを整備・運用し、災害対応力を向上させるとともに、ホームページ等において情報を提供する。【国土交通省】
- 各種ハザードマップの作成・公表を推進するとともに、東日本大震災の教訓を踏まえた津波・高潮ハザードマップマニュアルの改訂を行う。【内閣府、農林水産省、国土交通省】
- 民間における関係者が協同したリスクコミュニケーションに関する取組の動向に留意しつつ、必要に応じて官民連携により情報共有等を行う。【関係府省庁】